

ふるさと越後再造林基金規約

第1章 総 則

(名称及び所在地)

第1条 この団体は、ふるさと越後再造林基金（以下「基金」という。）と称し、この基金の所在地は、新潟市西区曾和 521 番 3 に置く。

(目 的)

第2条 この基金は、森林所有者等が行う再造林の負担軽減を図るため、林業・木材産業関係団体・企業等から協力金又は寄付金等を募って、その経費の一部を助成することにより、大切な森林を将来にわたって受け継ぎ、停滞している森林の更新を図り、適切な整備と管理を行い、原木の安定供給と伐採後の再造林等の確実な実行を促進し、森林の有する多面的機能を将来にわたって発揮させ、循環型林業の確立と持続可能な開発目標（SDGs）に寄与することを目的とする。

(基金の創設)

第3条 基金は、第4条の事業を円滑に実施するため、ふるさと越後再造林基金事業（以下「基金事業」という。）を創設する。

2 基金は、ふるさと越後再造林基金事業協力金徴収規程に基づく協力金及び基金の趣旨に賛同する企業等からの寄付金等をもって充てる。

(事 業)

第4条 基金は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 基金の造成及び管理に関する事業
- (2) 再造林の支援に関する事業
- (3) 基金の普及啓発に関する事業
- (4) 再造林の試験研究に関する事業
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会員の構成)

第5条 基金は、にいがた杉素材需給調整連絡会議（以下「連絡会議」という。）
構成員の他、基金の趣旨に賛同する法人又は個人により構成する。

第3章 役 員 等

(役員の数)

第6条 基金に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 人
- (2) 副会長 1 人
- (3) 理 事 2 人
- (4) 監 事 2 人

(役員を選出)

第7条 基金の役員は連絡会議構成員の中から選出し代議員会において選
任する。

(役員の職務)

第8条 会長は、基金を代表し、業務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐して業務を処理するとともに、会長に事故あるときは
その職務を代理し、会長欠員のときはその職を行う。
- 3 監事は、会計年度終了後に、会計帳簿類を監査し基金に報告する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の任期満了後であっても後任者が就任するまでは、なお、その職を行う
ものとする。役員に欠員が生じた場合、新たに選任された役員任期は、前任
者の残任期間とする。

(オブザーバー)

第10条 基金は、オブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、会議に出席して意見を述べることができる。

(会 議)

第11条 基金には次の会議を設ける。

(1) 代議員会

(2) 理事会

第4章 代議員会

(代議員会)

第12条 代議員会は、基金の最高決議機関とする。

代議員会は、毎年1回開き、臨時代議員会は会長が必要と認めるとき招集し、会長が議長となる。

2 代議員会は、代理出席を認める。

(代議員会の決議)

第13条 代議員会の決議は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面による議決権の行使)

第14条 代議員は、第13条の規定に定める他、あらかじめ通知のあった事項につき、書面をもって議決権を行うことができる。

(代議員会の決議事項)

第15条 代議員会は、次の各号に掲げる事項を審議し決議する。

- (1) 規約の設定、変更又は廃止に関すること。
- (2) 毎事業年度の事業計画及び収支予算に関すること。
- (3) 毎事業年度の事業報告及び収支決算に関すること。
- (4) 基金徴収規程の制定及び改正に関すること。
- (5) 助成金交付要綱の制定及び改正に関すること。

- (6) 役員を選任又は解任に関する事。
- (7) その他理事会において必要と認める事項に関する事。

(代議員の選出)

第16条 代議員は、連絡会議構成員の中から、次の数を選出する。

- (1) 上越地区 2名
- (2) 中越地区 2名
- (3) 下越地区 2名
- (4) 佐渡地区 1名

(代議員の任期)

第17条 代議員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の任期満了後であっても後任者が就任するまでは、なお、その職を行うものとする。代議員に欠員が生じた場合、新たに選任された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 理事会

(理事会)

第18条 理事会は、会長が必要と認めたときに招集する。

理事会は、代議員会に提出する議案並びに基金の運営、執行に関する具体的事項を決定する。

- 2 理事会の議長は、会長がこれにあたる。
- 3 理事会の決議は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 理事会は、代理出席を認める。

第6章 経費及び事務局

(経費)

第19条 基金の経費は、会員の協力金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(事務局)

第20条 基金の事務を処理するため、新潟県森林組合連合会内に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び事務局員を若干名置き、会長が委嘱する。

(事業年度)

第21条 基金の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(細 則)

第22条 基金の事務の処理に関し、必要な細則は理事会において別に定める。

附 則

1 この規約は、令和4年3月24日から施行する。

令和5年5月12日の代議員会で一部訂正